

## 富山県地域防災計画（火山対策）の修正（案）の概要

## 1 修正の背景

- 平成 27 年 3 月 御嶽山の噴火を踏まえ、火山噴火予知連絡会の火山観測体制等に関する検討会が、弥陀ヶ原を常時観測火山として追加する報告をとりまとめ  
 12 月 国による活動火山対策の推進に関する基本指針の策定や火山災害警戒地域の指定などを盛り込んだ活動火山対策特別措置法の改正  
 平成 28 年 12 月 気象庁において各種火山観測機器を整備し、弥陀ヶ原を常時観測火山に追加

## 2 主な修正内容

## (1) 活動火山対策特別措置法の改正(平成 27 年 12 月 10 日施行)に伴う変更

## ① 火山災害警戒地域の明示

警戒避難体制を特に整備すべき地域

- 弥陀ヶ原の火山災害警戒地域は、**富山県、富山市、上市町、立山町**

国指定 平成 28 年 2 月 22 日



## ② 火山防災協議会の設置と協議事項

- 想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため**火山防災協議会を設置** 平成 28 年 3 月 30 日設置
- 協議会の下に**幹事会の設置**及び専門的かつ実務的な検討を行う**ワーキンググループの設置**
- 協議会における協議事項
- ・噴火に伴う現象と及ぼす影響の推移を時系列で示した「**噴火シナリオ**」に関する事項
  - ・影響範囲を地図上に示した「**火山ハザードマップ**」に関する事項
  - ・噴火活動の段階に応じた入山規制や避難等の防災行動を定めた「**噴火警戒レベル**」に関する事項
  - ・避難場所、避難経路、避難手段等を示した具体的な「**避難計画**」に関する事項
  - ・その他必要と認められる事項 山小屋の補強、退避壕の整備、火山防災意識の啓発等
- 県防災会議が**火山防災協議会の意見を踏まえ県地域防災計画に定める事項**
- ・火山現象の情報収集及び伝達、火山に関する予報・警報等の発表・伝達等
- 市町村地域防災計画に避難措置を定める際の基準、避難・救助に関する広域調整等
- 富山市防災会議、上市町防災会議及び立山町防災会議が**火山防災協議会の意見を踏まえ地域防災計画に定める事項**
- ・火山現象の情報収集及び伝達、火山に関する予報・警報等の発表・伝達等
- 噴火警戒レベルの運用による入山規制、避難場所・避難経路等

## ③ 情報伝達体制の整備

- 噴火警報・予報等の**伝達系統図に火山防災協議会の設置を踏まえ、伝達先を追加**
- ・**火山専門家**（富山大学、東京工業大学、京都大学）
  - ・**地獄谷周辺の関係機関、集客施設**（ホテル、山小屋）
  - ・**長野県関係機関**（長野地方気象台、長野自然環境事務所、長野県、大町市）等

## (2) 常時観測火山への追加(平成 28 年 12 月 1 日)に伴う変更

## ① 火山観測体制の追加

## ○ 観測点と観測機器

観測点	観測機器
室堂平	地震計 傾斜計 空振計
立山室堂 2	地震計
えんこうやま 炎高山	地震計
せとくらやま 瀬戸蔵山西※	監視カメラ
紺屋橋上部	G N S S

※監視カメラは、らいちょうパレススキー場の山頂駅ゴンドラ出口付近に設置

## ○ 機動観測の実施

気象庁は緊急時等において観測班を編成し、機動観測を実施

## ② 噴火速報の運用開始

- 観光客や登山者に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、**気象庁が迅速に発表する情報**

